

## 実施計画と協議会での承認、自然再生推進法上の自然再生事業との関係について（第3回作業部会）

|                            | 疑問点   | 考え方   |
|----------------------------|---|---|
| 協議会で合意が得られない実施計画           | 実施者が実施計画案を協議会に提出しても合意が得られない場合はどうなるのか。                                 | 草原再生協議会の枠組みの中での実施計画ではなく、問題が残る可能性がある。協議会に強制力があるわけではないので、独自の取り組みが進むことはやむをえないが、理解して修正してもらう努力が必要。             |
| 実施計画の作成主体（団体所属の個人の場合）      | 個人で提出しても、団体で提出してもよいのか。また個人で団体の活動に参加する場合は「作成しなくてよい」が、「作成してもよい」ということか。  | 個人が作成してもよい。   |
| 環境省の実実施計画と協議会の関係           | 過去2年間行ってきた懇談会の延長線上に全体構想の議論があると思っよいのか。                                 | 懇談会の議論の内容は共通するものがあるが、懇談会はあくまで環境省の「阿蘇草原再生推進計画」を策定するために意見を聴いた場である。協議会は環境省を含む多くの主体が参加して設立されたもので、環境省は一員に過ぎない。 |
|                            | 環境省が実施計画を作成した場合も小委員会に提出し、協議会で承認を受けるのか。                                | 「阿蘇草原再生推進計画」が環境省の実実施計画案ということになる。これを該当する小委員会に提出して協議してもらうことになる。   |
| 実施計画と自然再生事業との関係（自然再生事業の範囲） | 協議会で承認された実施計画に基づく事業は全て自然再生推進法の「自然再生事業」となるのか。                          | 法律では「自然再生事業」の具体的な規定はなく承認されたものが自然再生事業と考えている。ただし、協議会に諮らなくても自然再生のための事業が行われることもある。                            |
|                            | NPOなどの取り組みも協議会で承認されれば自然再生事業になるのか。                                     | 自然再生事業になる。  |
|                            | 行政による自然再生事業というのは公共工事に限られるのか。  | 限られるものではないが、予算上の制約はある。  |
| 実施計画の策定レベル                 | 野焼きボランティアは直前まで予定が決まらないので、それから小委員会に実施計画を提出したのでは実施に間に合わない。              | 既に活動の実績があるので、それを引用して維持・拡大を図っていくという内容でよい。実施計画は大枠の計画でよく、詳細な作業計画までは必要ない。                                     |
| 国・県への実施計画の提出               | 自然再生事業は公共と非公共を含み、公共については国・県に実施計画を提出（かつ大臣に報告）しなければならないという理解でよいのか。      | 公共事業の計画についてのみ提出・報告するというわけではない。  |
|                            | 「草原の保全」にも関連する事業で既に取り組みが始まっているものは実施計画を出していないことになり、「遅滞なく報告」に反してしまうが・・・。 | これまで継続的に行われている取り組みや、協議会に諮らずに実施する自然再生事業もあるが、早期に位置づけて実施することが望ましい。   |
|                            | 野焼きボランティアの計画も「実施計画を大臣および県知事に報告」するのか。                                  | 法律上は公共、非公共に関わらず「自然再生を目的として実施される事業」全てということになるが、膨大な数になるので現実的ではない。知事や大臣への報告のしくみについては調査中。                     |

| 疑問点           |   | 考え方  |
|---------------|---|--|
| 協議会で承認されるメリット | 実施計画をつくって承認を得ると国や地方公共団体に必要な協力を求められると考えるとよい。 | 国や地方公共団体は協力するよう努める必要があるが、その内容は一律に定められたものではない。また、経費を伴うものについては、予算措置が必要。  |
| 実施計画の進行管理     | 承認後の実施計画の進行管理はどうするのか。どこまでが管理の範囲なのか。         | 法律では「順応的管理」という言葉が使われており、やりながら計画を修正していくことだろう。例えば1年に1回、状況を報告してもらい、協議会の場で全体を見通して、構想から外れているものがあれば修正することもあり得るだろう。 |